2月8日から

税の申告受け付けが始まります

市役所での申告受け付け

市役所での市・府民税、所得税の申告受け付けが始まります。会場や日程は右表のとおり。

所得税は、2月8日㈮〜15日㈮（土・日曜日、祝日は除く）に受け付け。うち、8日〜13日㈬は税理士による申告相談を実施（※）。14日㈭・15日は給与所得者や年金受給者の還付申告相談のみ（住宅ローン控除の申告は除く）を受け付けます。時間は9時30分〜12時と13時〜16時。

市・府民税は、2月8日〜3月15日㈮（土・日曜日、祝日は除く）に受け付け。時間は9時〜16時。西支所では、2月18日㈪から市・府民税のみ受け付けます。

※土地・建物・株式等を売却された所得、贈与税や相続税の相談を除く

市・府民税申告書の送付

昨年、市・府民税の申告を提出した人には申告書を送付しています。

届かない人や新たに申告が必要となった人は税務課へ連絡を。

公的年金を受給している人

公的年金の収入金額が年間400万円以下で、そのほかの所得が年間20万円以下の人は、所得税の確定申告は不要です（還付を受ける場合などは確定申告が必要）。

ただし、次の人は「市・府民税申告書」を市役所へ提出すると市・府民税が減額になる場合があります。控除の申告漏れがないようご注意ください。

※所得・控除の状況によって、控除を申告されても税額が変わらない場合があります

◇市･府民税が減額になる人

市・府民税が課税になる人で、年金の源泉徴収票に記載されていない社会保険料控除（納付書・口座振替で支払った国民健康保険料など）、医療費控除、扶養控除など各種控除の追加・変更のある人。

市・府民税申告書への個人番号（マイナンバー）の記載

市・府民税の申告には申告者か被扶養者の個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。

また、個人番号を記載した申告書を提出する場合は、申告者の本人確認と番号確認ができる書類の提示か写しの添付が必要です。

▶詳しくは、税務課（☎66･1026）へ。

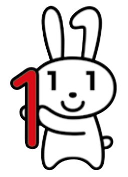

▲マイナちゃん

舞鶴税務署からのお知らせ

所得税･消費税･贈与税の申告受け付け

申告受け付けの日程は右表でご確認を。

国税電子申告･納税システム「e-Tax」か国税庁ホームページ「確定申告等作成コーナー」のご利用を

「e-Tax（イータックス）」か国税庁ホームページ「確定申告等作成コーナー」を利用すると、画面案内に従って金額などを入力するだけで税額などが自動計算され、所得税・消費税などの申告書が簡単に作成できます。ぜひご利用ください。

▶詳しくは、舞鶴税務署（☎75・0801）へ。

▲イータ君

申告受け付けの日程

※申告の相談・受け付けは●印のついているところで実施。

受付会場		舞鶴税務署	市役所本庁（6F大会議室）		市役所本庁（1F税務課）	市役所西支所
受付申告書		所得税・消費税・贈与税	所得税・消費税	市・府民税	市・府民税	市・府民税
受付時間		9時〜16時	【所得税】9時30分〜12時 13時〜16時	【市・府民税】9時〜16時	9時〜16時	9時〜16時
2月	8日㈮		●※①	●		
	12日㈫		●※①	●		
	13日㈬		●※①	●		
	14日㈭		●※②	●		
	15日㈮		●※②	●		
	18日㈪	●			●	●
	19日㈫	●			●	●
	20日㈬	●			●	●
	21日㈭	●			●	●
	22日㈮	●			●	●
	25日㈪	●			●	●
	26日㈫	●			●	●
	27日㈬	●			●	●
	28日㈭	●			●	●
3月	1日㈮	●			●	●
	4日㈪	●			●	●
	5日㈫	●			●	●
	6日㈬	●			●	●
	7日㈭	●			●	●
	8日㈮	●			●	●
	11日㈪	●			●	●
	12日㈫	●			●	●
	13日㈬	●			●	●
	14日㈭	●			●	●
	15日㈮	●			●	●

※① 所得税・消費税について税理士による相談と申告の受け付けを実施

※② 所得税の還付申告のみ

償却資産申告書の提出を

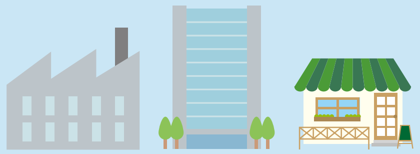

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）も課税の対象です。償却資産を所有している人は毎年1月1日の状況を申告しなければなりません。まだ申告していない人は早めに税務課へ申告を。

詳しくは 税務課（☎66・1027）へ。

確定申告相談会

確定申告について申告方法などを教える相談会を行います。参加無料。

【日時】 2月8日㈮13時30分から

【場所】 勤労者福祉センター

【定員】 15人程度

詳しくは 舞鶴勤労者福祉協議会（☎64・3200）へ。